

# 特別支援教育の課題と展望 —20年後の本校の姿を描く中で—

河野 一郎\*

## I. はじめに

昭和52年度に山梨県立わかば養護学校（現・わかば支援学校）で教職をスタートさせ、平成25年度の山梨県立甲府支援学校の勤務を以て、教員としての仕事に終止符を打つこととなった。今日までの37年間、7年間の山梨県教育庁勤務を除き、そのすべてを特別支援学校で勤務してきた。今年度が最後の勤務であることに鑑み、これまでの特殊教育及び特別支援教育を振り返るとともに、今後の特別支援教育の目指すべき制度や方向について、記述したい。具体的には、本校（山梨県立甲府支援学校：肢体不自由）の20年後の姿を理想的に想像することで課題や展望を示すこととする。

さて、平成25年度から20年後の平成45年度の本校はどうなっているだろう。また、どうなっていくべきなのか。それらを考え、想像するに当たって、平成25年度から20年前の本校はどんな状況だったのかを振り返る。つまり、平成5年度の教育課程や教育制度及び教育内容等について、この当時なかったもので、現在は存在する制度について言及し、その後、現状における課題や問題点及び今後進むべき方向性を提案したい。

さらには、平成5年当時もあって平成25年度も引き続き存在し、今後も継続・発展・充実させていかなければならない制度等についても記述していく。

## II. 平成5年度の教育制度等の状況及び平成25年度の状況並びに平成45年度の予想される姿

### 1. 医療的ケアを必要とする児童生徒への対応

#### (1) 平成5年度及び平成25年度の状況

平成5年度において、医療的ケアを必要としている児童生徒の学籍については、医療的ケアを実施する看護師が学校に配置されていなかったため通学籍となることは不可能で、必然的に訪問学級籍となり、家庭或いは病院に教師が訪問して教育を行っていた。医療的ケアについては家庭或いは病院で保護者や看護師の手により実施されていた。

平成25年度の今日、医療的ケアを受けている児童生徒は通学籍の児童生徒が7人在籍し、

---

\* 山梨県立甲府支援学校

2名の看護師によって、喀痰吸引や水分・薬剤・栄養の経管からの注入等の医療的ケアが実施されている。この、看護師による医療的ケアの実施に加え、今秋には社会福祉士及び介護福祉士法に定める研修の課程を修了し、山梨県から認定特定行為業務従事者認定証を交付された教諭又は養護教諭が、喀痰吸引や水分・薬剤・栄養の経管からの注入を実施する予定となっている。

## (2) 平成25年度の課題

- ①看護師は常勤ではなく、特別非常勤講師の身分で採用され9時から15時までの6時間の勤務時間である。
- ②慢性的な看護師不足のため、看護師が退職した際、後任が決まるまで相当の時間がかかる。
- ③児童生徒の中には、年度の途中で新たな医療的ケアの内容が追加されることがあり、そのケアの実施まで所定の手続きが必要となるので、相当の時間を要する。
- ④看護師は基本的に児童生徒の健康状態を保つ立場からのかかわりであるが、これに対し教員は児童生徒の主体的な動きを引き出し、今よりも活動させたいとするかかわりなので、看護師と教員間で医療的ケアの実際についての十分な共通理解が必要である。
- ⑤看護師は、機械的に喀痰吸引や水分等の経管からの注入を行っているのではなく、看護師も教育的なかかわりの要素を含みつつ、児童生徒の主体性や意欲に応じて医療的ケアを行っていることを教員が十分に理解しながら看護師にかかわっていく必要がある。
- ⑥医療的ケアを必要とする児童生徒は、登下校のスクールバスに看護師が同乗していないため、保護者の送迎により登下校している。スクールバスへの看護師の同乗が可能となれば、医療的ケアを受けている児童生徒もスクールバスへの乗車が可能となって登下校できることとなる。
- ⑦医療的ケアを必要とする児童生徒の放課後支援や卒業後の対応が可能な施設が不足しているため、対応に苦慮している。

## (3) 平成45年度のあるべき姿

平成25年度は特別非常勤講師としての身分であった看護師は、平成45年度において、医療的ケアを必要とする児童生徒の増加や一人の児童生徒が受ける医療的ケアの内容が多岐にわたるようになり、また、特別支援教育に対する一般の人々の理解が一層増したことなどにより、常勤の職員として特別支援学校で勤務している。勤務時間は9時から17時までの勤務となっている。地位も身分も向上したために、特別支援学校で勤務したいという希望者は多くなり、一人退職してもすぐに後任が見つかる体制である。

平成25年度から開始した教諭又は養護教諭による医療的ケアについては、20年間の実績を積み重ねることにより、看護師と協働しながら安全・安心での確な実施が行われている。

また、校外学習には看護師が必ず付き添う体制ができていますので、医療的ケアを受けている児童生徒も安心して校外学習に参加しています。校外学習に参加しない児童生徒及び学校で学習している児童生徒で医療的ケアを受ける児童生徒については、必要な人数の看護師が確保されているので、心配はない。

さらに、宿泊を伴う校外学習についても、保護者の希望に基づき参加することができ、必要な看護師も同行することができる。その際に保護者の希望があれば保護者も一緒に参加することが可能である。

また、登下校時のスクールバスに常時看護師が同乗することが実現し、保護者が希望しさえすれば、医療的ケアを受けている児童生徒もスクールバスでの登下校ができるようになる。

また、医療的ケアを必要とする児童生徒の放課後支援や卒業後の支援を行う事業所が増加して、ニーズに見合うだけの施設が開設され、保護者の積年の願いや希望が実現された状態である。

## 2. 摂食指導について

### (1) 平成5年度及び平成25年度の状況

平成5年度当時、普通食の形態の給食を食べることができない児童生徒は、普通食をカッターやミキサーにかけ、刻んだり、とろとろの状態にしたりしたものを食べていた。児童生徒が食べやすい大きさや硬さに再調理したものを児童生徒は食べていたことになる。この再調理を担当していたのは教員だった。しかし、再調理された給食は元々が普通食であるため、食べにくさがあり咀嚼や嚥下が適切にできずに、特に刻んだものは喉につかえることもあった。そのため救急車を要請することも年に数回あった。再調理された給食は見た目にもおいしそうには見えず、食欲をそそるものではなかった。

ところが平成25年度においては、児童生徒の咀嚼や嚥下の力に応じて、初期食、中期食、後期食、普通食の四つの形態の給食が用意されている。初期食、中期食、後期食についてはそれぞれの形態ごとに素材、切り方、煮方、ゆで方等が考慮され、見た目にも違和感がなく、おいしく、食べやすく、一人一人の児童生徒が咀嚼や嚥下のしやすい給食となっている。形態食は児童生徒が食物を取り込み、咀嚼し、味わい、嚥下する力を最大限に発揮できる条件がそろっている。そのために児童生徒は、今自分が食べている食形態を理解し、適切に食べられるようになると、徐々にではあるが次の段階の食形態へとステップアップすることができる。具体的に言うと、これまで中期食が2/3、後期食が1/3で食べていた児童生徒が、次の段階として中期食が1/3、後期食が2/3になるといった形態に進むことができるということである。このステップアップについては摂食指導に関する歯科医の助言・援助・指導に依るところが大である。平成11年度から山梨口腔保健センターの協力により、摂食・嚥下障害に精通している専門の歯科医による摂食指導及び障害児者の口腔ケ

アに関して専門性を有している歯科衛生士による口腔ケア指導が行われてきた。年に10回実施している歯科医摂食指導により、一人一人の児童生徒の咀嚼・嚥下の状態が的確に評価されたり、形態食が児童生徒に適したものになっているのかどうかの判断がされたり、摂食時の姿勢、使用する食具、食べさせ方等についてきめ細かな診断が行われている。

平成5年度当時、教師が普通食をミキサーやカッターにかけ、少しでも児童生徒の食べる力に応じた給食を提供しようと努力し、指導していた状態を思い起こすと隔世の感がある。平成5年度からの20年間、関係する数多くの教職員が一人一人の児童生徒の摂食機能の向上を目指して、努力に努力を重ねてきた成果によるものである。

## **(2) 平成25年度の課題**

- ①歯科医による摂食指導は制度化されたものでなく予算化されていない。県歯科医師会や口腔保健センター、センターにかかわっている歯科医及び歯科衛生士によるご理解とご協力、熱意、社会貢献への意欲等に基づくところが非常に大きく、本校と口腔センターとの話し合いで進められている状況である。
- ②形態食による学校給食を終了した卒業生が、家庭や卒業後に利用する施設等において、学校で行われている食事の形態や摂食指導の内容・方法等が継続して行われない事例がある。

## **(3) 平成45年度のあるべき姿**

歯科医による摂食指導の教育効果が理解され、認められ、制度化が行われている。そのため、歯科医への報償費や交通費、指導に関する費用等がすべて公費から支出されている。児童生徒は、年度初めと年度の間と年度末に、歯科医から摂食状況に関する評価を受け、保護者、教師、歯科医及び歯科衛生士の共通理解の下、摂食指導にかかわるすべての内容について改善が図られている。また、卒業後については、本校で主催する摂食指導に関する研究会に、卒業生が通うことになった施設や職場の職員も参加して専門性を身に付けるとともに、卒業前に何度か本校を訪れ、生徒の摂食の状況をきめ細かく把握し、その内容が個別移行支援計画に明確に記述してあるので、学校と保護者、施設や職場等と密接な引き継ぎの下、継続して、安全・安心な摂食指導が実施されている。

## **3. 理学療法士や作業療法士の活用について**

### **(1) 平成5年度及び平成25年度の状況**

平成25年度から、県教委の特別支援教育体制強化事業の内容として、本校に理学療法士（以下、PT と記述する）、作業療法士（以下、OT と記述する）が配置されることとなった。そのねらいは、PT や OT を活用することにより、児童生徒の実態把握、個別の指導計画の作成、教材・教具の工夫、指導内容・方法、評価などについて、専門的な視点から

の改善を図ることにある。

平成5年度当時、教員は、PTやOTの助言・援助を受けながら日々の指導にそのノウハウを生かしていきたいとの希望をもっていたが、それは実現されず、児童生徒は放課後にそれぞれの病院においてPTやOTによるリハビリを受けていたのが現状であった。本校に、PTやOTが配置されるのはまだまだ先のことであったと考えていたのだが、20年経ってやっと実現したということになる。しかし、PTやOTの活用は、まだ始まったばかりであり、活用の仕方や教師との連携の方法等、さまざまな手立てを考慮する中で軌道に乗せていかなければならない。

## (2) 平成25年度の課題

- ① OTが担当する児童生徒を誰にするのか。現在は学部ごと一人の児童生徒を対象として、その児童生徒の実際の授業を観察したり、授業に参加したりして、実態把握や具体的な指導法について共に考えたり、教員にアドバイスをしたりしている。今後は、このまま進めていけばよいのか、或いは徐々に対象児童生徒を増やしていくことがよいのか模索している。ただし、1年目ということを考慮し、欲張りもできないと感じている。それでも、何らかの手応えのある実績を残したいと希望している。
- ② 配置されたOTが、成人のリハビリの専門家であり、小児リハビリの経験に乏しいため、今後小児リハビリに関する専門性の向上に努める必要がある。
- ③ PT、OT共に、看護師と同様、身分は特別非常勤講師である。OTは平成25年5月21日から、週3回、合計20時間、勤務している。PTは平成25年9月9日から、月に2回、半日ずつの勤務である。PT、OT共に、人材を確保するのが非常に困難で、県教委のご努力によりやっと人が見つかって配置されたという状態である。今後進めていく中で、身分の保障や勤務時間の延長などが課題である。
- ④ ほとんどの児童生徒は放課後を利用して、病院でリハビリを受けている。担任は、児童生徒が受けているリハビリの見学を行って、日々の指導に生かそうと努めているが、十分に生かし切れていないのが現状ではないだろうか。また、中学部・高等部の段階になると、リハビリを受けられないというきびしい現実もあると聞く。

## (3) 平成45年度のあるべき姿

PT、OTが常勤で配置され、年間を通してすべての児童生徒の指導や支援にかかわっている。個別の指導計画の作成時には、必ずPT、OTが参加し、担任と一緒に実態把握を十分に時間をかけ実施した上で、一人一人の児童生徒の目標を定め、目標を達成するための課題解決に向けて具体的な指導内容・方法を話し合い、確定してその内容を個別の指導計画に記述している。毎日の指導は、担任がリーダーシップをとって行っているが、児童生徒ごとに週当たり必要な時間、授業にPT、OTも加わっている。授業後には、担任、PT、OTによる授業評価の話し合いが行われ、授業の様子を振り返ったり、次の授業

に向けての教材教具の用意や児童生徒へのかかわり方、指導方法について評価が行われ、担任は更なる意欲をもって次の授業に臨む用意をすることができる。年度始め、中間期、年度末には実施した指導についての評価に関する検討会が開催され、担任、PT、OTが共通理解の下に、指導を進めている。また、本校を会場に年に数回、児童生徒のケース会議を実施し、PT、OTとの共通理解を図っているので全校レベルでの教員とPT、OTとの連携が図られている。

また、児童生徒が放課後通院する病院でPT、OTから受けているリハビリについては、担任がその内容や方法等について、見学を通して熟知しているので、授業に反映することができる。さらには、放課後にリハビリを担当しているPT、OTが年に1回以上は、本校の授業を見学に来るので、授業内容・方法等について知り、理解し、児童生徒の課題達成に向けたリハビリが常時行われている。この放課後にリハビリを担当しているPT、OTと担任との連携は個別の教育支援計画に基づいて実施している。

さらには、本校に配置されているPT、OTは年に数回、児童生徒が病院でリハビリを受けている様子を見学し、また、個別の教育支援計画を通じて、保護者、担任、病院のPT、OTと連携を図っているので、児童生徒にとって何が課題なのかについてきめ細かく把握している。

また、年に2回、本校に配置されているPT、OTと児童生徒が通院する病院の担当PT、OT及び県内のPT、OTが一堂に会し、そこに、担任、特別支援教育コーディネーター等が加わって、児童生徒のケース検討会を開催している。

更に付け加えるなら、本校に勤務するPT、OTは全県的な立場で肢体不自由のある幼児児童生徒を支援する役割を担っているため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校からの要請に基づいて、学校を訪問し、幼児児童生徒の実態把握や指導内容・方法等に関して、担当教師に対して助言・援助をしている。

また、本校には言語指導が必要な児童生徒が数多く在籍しているのだが、その指導において、ろう学校に配置されている言語聴覚士(ST)の派遣を要請して、定期的に来ていただき、助言・援助を受けることで、担当教師の専門性の向上が図られている。

#### **4. 特別支援教育コーディネーターの活用について**

##### **(1) 平成5年度及び平成25年度の状況**

平成19年度から開始された特別支援教育を推進するために配置された特別支援教育コーディネーターであるが、記憶によると平成16年度ごろから特別支援学校においては校長が任命していたことと思う。平成5年度当時、盲・ろう・養護学校と障害のある子どもたちが在籍している特殊学級や通級指導教室との情報交換や交流が必要であることは感じていたが、その機会はほとんどない状態だった。ところが、特別支援教育の実施に向けて、特別支援学校は地域の障害のある児童生徒の教諭等に対して助言・援助を行う役割を担うこ

ととなり、直接の担当者である特別支援教育コーディネーターを配置して、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に対してセンター的機能を発揮し、地域の特別支援教育の振興に寄与することとなったのである。

平成25年度現在、本校では3名の特別支援教育コーディネーターが、障害児通園施設や小学校等を訪問して、幼児児童の実態把握や身体の動き、食べること、学習課題などの指導内容・方法等について具体的な助言・援助に務めている。教育相談では、就学に関する相談と学校見学、体験入学、体験入学に伴う事前の保育所等の訪問を行っている。学校見学では、就学後の通学方法の確保が重要で、福祉サービス等とのつなぎに関する説明を行い、保護者の速やかな対応を促すようにしている。また、本校に在籍する児童生徒の日常生活や家庭生活での支援に関して関係する諸機関との連携会議を開催する中心的な役割を果たしている。さらに、校内支援に関して、児童生徒のアセスメントを行ったり、指導内容や方法について教員にアドバイスしたりしている。

## (2) 平成25年度の課題

- ①本校は肢体不自由特別支援学校なので、肢体不自由のある児童生徒が在籍する小・中学校の特別支援学級や高等学校を支援・援助することがその役目としてあるのだが、平成24年度実績で、該当の小学校8校の内、訪問支援を行ったのは3校のみだった。中学校は3校あるが、依頼はなかった。小・中学校等に対してもっともっと、あらゆる機会を通して本校を紹介し、肢体不自由特別支援学級の担任のニーズを掘り起こす必要がある。そうすることで、肢体不自由があり、身体の動きの改善を必要としている児童生徒、見方や見え方に課題があり教科書や黒板の字が正確にとらえられない児童生徒の指導内容・方法等を改善していくことが責務であると考えられる。
- ②障害児通園施設に訪問して、主に摂食指導での支援を行い、保護者理解を進めるとともに施設職員への啓発を目標としているのだが、介助方法・支援方法を伝えても、なかなか実際にやってもらえないという状況がある。
- ③障害者の権利に関する条約の批准・締結に向けた一連の国の動きの中で、平成24年7月13日に障害者制度改革に関する「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が報告をとりまとめ、その報告を7月23日に中央教育審議会初等中等教育分科会報告としてとりまとめた。「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」である。その、1. 共生社会の形成に向けて、(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築において、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要

である」と記述されている。この「多様な学びの場」の一つとして、本校がどのような場を用意し、地域のニーズに応じていくべきなのか、具体的に提案していく時期に差しかかっていると考える。

### **(3) 平成45年度のあるべき姿**

本校は地域の小・中学校の肢体不自由特別支援学級から相談支援・研修支援の依頼があり、特別支援教育コーディネーターが定期的に小・中学校を訪問して、児童生徒の実態把握に基づく個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成時に助言・援助を行っている。また実際の授業に特別支援教育コーディネーターは参加し、授業の内容や指導方法・支援方法について放課後の研修会・研究会に出席して具体的な助言をしている。その助言の中心となるのは身体の動きの改善に結び付く指導方法、さまざまな教材の内容理解を促進するための、教材の提示の仕方の工夫を通して、児童生徒が外界にあるものを見てとらえ、手にとって納得し理解するためのきめ細やかな支援方法である。この成果が顕著に表れ、小・中学校の特別支援学級を担当している教員の専門性の向上や資質の向上が実現してこれまで以上に、児童生徒の笑顔がいっぱい見られるようになり学級に活気があふれている。

また、小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒は、小・中学校で学習だけでなく、一人一人の教育的ニーズに応じて、本校に通級して指導を受けることができるようになっている。指導内容としては、身体の動きに関する内容が中心となるが、国語や算数・数学などの教科学習についても児童生徒の外界のとらえ方・見え方に応じた学習が可能となっている。元より小・中学校でも一人一人の実態に応じた合理的な配慮の下に学習をしているのだが、その普通の学習を補完するため、本校に通級している。

さらに、本校では肢体不自由教育に関して根幹をなしている身体の動きの学習、医療的ケア、摂食指導、ことば・数の基礎的な概念をはぐくむ指導、視機能支援などについて、課業日の放課後及び夜、長期休業中など、年間を通して研修会を行っている。それには、県内の肢体不自由のある幼児児童生徒にかかわる障害児通園施設、幼稚園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校、施設・事業所に参加を呼びかけているので、それぞれのところから参加する人たちが増え、それが確実に幼児児童生徒の指導や支援に生かされるようになっている。

また、本校に在籍する肢体不自由単一障害の児童生徒も本校だけが学習場所ではなく、交流及び共同学習の位置付けで、定期的に地域の小・中学校で学ぶ機会が保障されており、普段とは違う大きな集団の中でしだいに自己を表現したり発揮したりする力を身に付けるようになってきている。小・中学校で学ぶ楽しさや喜びを感じることができている児童生徒が徐々に増えてきている状況がある。

### Ⅲ. 平成45年度に向けて、継続・発展・充実させていくべき取組について

#### 1. 授業改善

学校教育で一番大切にしなければならないのは、児童生徒の命と健康、自立と社会参加である。そのために日々の授業がある。昔から、教員は授業で勝負すると言われ続けてきた。確かに、そのとおりである。近ごろは、授業以外に教員が受け持つ業務量が拡大し、授業第一という心構えがややもすると薄れがちになってはいないだろうか。改めて、毎日の一こま一こまの授業が児童生徒の生きる力をはぐくみ、自立と社会参加に向けて更なる成長に結び付くという理念を確認し、今後も授業改善に学校全体で取り組んでいく必要がある。授業を改善するためには、その授業を評価し、次の授業に向けて改善策を立てるといった営みが必要である。それは一人一人の教員の力量にかかっていると思うが、組織的に授業改善を図るという取組も必要である。

#### (1) 平成25年度の課題

- ① 普段の授業を皆で見合い、評価し、次の授業に向けての改善策を立てることが困難である。授業を見るためには、自分が受け持つ授業を他の職員に任せなければならないが、それだけの職員体制を確保するのが困難な状況にある。
- ② 授業を行っていく上で、児童生徒の実態把握や指導内容・方法等について疑問点や課題等を有する教員は多いが、その解決に結び付けるプロセスが確立されていない。今年度から、自立活動部がイニシアチブをとって、授業改善オーダー票を作成し、授業に関する質問や疑問点をそれに記載することで、その分野に精通している教員が共に考えアイデアを出し、改善策を工夫していくという取組を始めたところだが、自立活動部に寄せられるオーダー票の数は少ない。自分が担当している児童生徒の指導や支援に関して、不明な点や改善したい事項など一人一人の教員は必ずもっているはずなので、オーダー票を活用する働きかけが必要である。
- ③ 肢体不自由のある児童生徒の指導や支援については、身体の動きの改善、コミュニケーション力の向上、支援機器の適切な活用、咀嚼・嚥下などの食べる力の向上、安全・安心な医療的ケアの実施、肢体不自由のある児童生徒の外界のとらえ方や見方など肢体不自由児の特性を踏まえた上での教材・教具の工夫、授業方法・かかわり方の工夫などに関して、その分野の専門家である本校教職員以外の外部専門家（PT、OT、歯科医、歯科衛生士、看護師、大学の教員等）の力を借りながら、実施していく必要がある。特に今年度から導入されたPT、OTの活用の実を上げることが大切である。また、平成24年度は、校内研究に関して1年を通して、大学の先生にスーパーバイザーとなっていただき、ご指導をいただいたが、これがとても授業改善につながったので、この取組も継続する必要がある。

## (2) 平成45年度のあるべき姿

自立活動部が主催している授業改善オーダー票を活用し、教員一人一人の専門性の向上を図り、授業改善にダイレクトに結び付けていく取組であるが、教員からのオーダーが数多く寄せられるようになり、専門的な知識・技能を有する教員が全校的な規模で活用される状態になっている。

また、普段の授業改善・推進に関して、授業アドバイザーとして1年を通して月に1回大学の先生に来ていただき授業参観や授業の振り返り及び評価が行われ、次の時間に向けての改善内容を決めて、着実に授業が改善・推進されている。

さらに、授業アドバイザーの他にも、PT、OTが配置されているので、授業を推進していく上での課題や疑問点の解消に向け、担任、PT、OTが共通理解の下、改善の内容・方法について知恵を出し合って、改善策を実行に移すことが可能となっている。これは既に記述した内容である。

また、長期休業中を利用して、肢体不自由教育に精通している本校教員、授業アドバイザー、PT、OT等による授業改善に関する公開研修会が開催されており、それには、本校教職員のみなならず、地域の、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校の職員、障害児通園施設の職員等が参加して、研修を深め、得た情報を直接、幼児児童生徒の指導や支援に生かしている。公開研修会に参加できない方々については、電話やメール等で、直接、本校教員、授業アドバイザー、PT、OT等に尋ね、回答を得ることができるシステムが確立しているので心配には及ばない。

## 2. キャリア教育

平成21年3月に公示された特別支援学校高等部学習指導要領の第一章総則一第2節教育課程の編成一第4款教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項一4職業教育に関して配慮すべき事項の(3)において、「学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。」とキャリア教育を推進していく上での配慮事項が示された。

これを受け、本県では「やまなしの教育振興プラン」の施策の方向の一つとして「体系的なキャリア教育の推進」を掲げている。また、平成25年度学校教育指導重点の一番最初には、『『生きる力』をはぐくむ教育課程の編成』が示され、サブテーマとして「体系的なキャリア教育の推進」が設定されている。さらには、特別支援学校指導重点の1に、「幼児児童生徒の実態を把握し、社会の変化に対応し、『生きる力』をはぐくむ適切な教育課程の編成と実施に努める」とあり、その(4)として「学校の教育活動全体を通して、体系的なキャリア教育の推進に務める」との記述がある。また、学校教育指導重点のダイジ

エスト版には、「今ある教育活動を生かしたキャリア教育」、そして、「キャリア教育の視点から学校の教育活動を振り返る」となっていて、「今既にあるものを活用するという視点で、教育活動をとらえ直してみよう」と呼びかけている。さらには、「既に行っている教育活動をキャリア教育の視点から、すなわち、基礎的・汎用的能力を構成する4つのフィルターを通して、とらえ直してみると、意外なほど多くの、キャリア教育につながる教育活動に取り組んでいることが分かるはずですよ」となっている。

本校においても、以上のことを受けて、目指す児童生徒像の一つとして、「自立に向けて歩む人」を掲げている。また、目指す学校像として、「基礎学力が育つ学校」、「夢と希望と感動のもてる学校」、「生きがい、やりがいもてる学校」を標榜している。この目指す児童生徒像と学校像を受けて、平成25年度の本校グランドデザインでは、重点目標の3つ目に「自立を目指した指導」を設け、「一人一人の自立と社会参加を目指したキャリア教育の推進」を示し、その具体的取組として、「小・中・高一貫した教育課程の編成と実施」、「社会資源の積極的な活用」、「指導内容の妥当性の確保と指導方法の改善・工夫」を行うこととした。

そこで、平成25年度の研究・研修として、キャリア教育の視点を生かした教育課程の編成と実施をテーマに今後3年間をかけて取り組むこととなった。

## (1) 平成25年度の課題

①特別支援学校の目的である、幼児児童生徒の自立と社会参加を図るという観点に立つと、教員の意識の違いや学校としての組織的な取組の程度の差こそあれ、これまで特別支援学校においてはキャリア教育に取り組んできているので、今更改まって取り組む必要があるのかどうかについて疑問をもっている教員がいると思われる。

また、キャリア教育を授業づくりや教育課程を編成する際の有効な視点であると考えられる反面、「キャリア」、「キャリア教育」等の用語の定義については共通理解がされているとは言えず、誤解されている点が少ない。例えば、障害が重度で重複している児童生徒については、「キャリア教育」はなじまないという考え方である。このとらえ方を再考してもらうためにも、全校教職員の同一視点で、「キャリア」、「キャリア教育」を正しく理解して、教育課程の編成に取り組む意義と価値があると考えられる。

②今行っている指導や支援が、卒業後の生活にどのようにつながっていくのか、また、つなげていくべきなのかといった視点での指導内容の検討が不十分であり、児童生徒一人一人の将来像を実現させるために日々の指導や支援があるといった意識が希薄である。

③肢体不自由のある児童生徒がいずれ地域で生活し、自立し、生きがいややりがいを十分に感じながら暮らしていける。そんな姿を目指していきたいが、そのためには早期からのキャリア教育を行う必要があり、小学部の児童の段階から社会に出向いて、社会の人々に触れ、社会の人々からのかかわりを受け入れ、社会の人々に発信していく

コミュニケーションの力や生きる力をはぐくんでいく必要がある。それと同時に社会資源をもっと取り入れて、社会で働く人々の様子を理解し、その喜びや楽しさ、きびしさなどを実感することも積極的に行っていくべきである。

## (2) 平成45年度のあるべき姿

キャリア教育の視点で教育課程を改善することで、一人一人の児童生徒が描いた将来像、夢や希望の実現に向けて、学校教育目標が更に吟味され、目指す子ども像がより明確となり、卒業までに身に付けておかなければならないこと、学習しておいた方がよいと思われる指導内容が明確になって、毎日の指導や支援が行われるようになっている。当初描いた将来像や設定した目標と現実の児童生徒の姿とズレが生じた際には、将来像の見直しやより現実度の高い目標に修正されて、指導が確実に行われるようになっている。また、一人一人の教員が各授業に込める意図をはっきりと自覚しながら授業を展開している。

小学部の児童も早期からのキャリア教育の実施の観点から、校外学習等を活用して、お父さんやお母さんの職場を見学に行き、働くことを実感したり、また、買い物学習で、学校の近くにあるスーパーマーケットに定期的買い物に行き、買い物体験を積み重ねることにより、指示されたものがほとんど一人で買えるようになったりする児童が増えてくる。

中学部では、生活単元学習の中での草取りや校内農園から収穫される野菜を調理した食べ物づくりが行われ、軽作業などを核とする作業学習が位置付けられ、定期的に行われる校内実習と相まって働くことの理解をより促す指導が充実している。それと同時に、これまで実施してこなかった産業現場等における実習が開始されるようになり、地域の事業所や職場などの全面的な理解と協力のおかげで年間2回、1回ごとの期間が2週間の実習を行うことになっている。また、「学校で働く人々」という生活単元学習の中で、教員、事務室職員、看護師、PT、OTの仕事の内容を理解するとともに、実際にその仕事を体験する中で、勤労観や職業観を身に付ける学習にも取り組んでいる。これは、学校という一つの社会を構成する単位を最大限に活用することの意義が共通理解されているからである。これにより学校の教職員全員が、児童生徒一人一人が必要とするキャリアの内容について理解が深まっている。

高等部においては、卒業後の生活や仕事を見据えた上で、長期の産業現場等における実習を行うようになり、期間が年間2回、1回ごとの期間が4週間となり、卒業後の生活により近い状況を想定しながらの実習となってきた。また週に8時間行われている作業学習の時間においても卒業後の生活や仕事を見据えた上での授業が充実してきている。

## 3. 防災体制

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、各学校においてはこれまで以上に安心・安全な教育環境の整備が必要となってきた。本県においては、東海地震や富士山

の噴火などの緊急時にいかに適切に避難し、児童生徒の命を守っていかなければならない  
かが、目の前の大きな課題となっている。

### (1) 平成25年度の課題

- ①地震発生による避難訓練を年に2回実施しているが（その内1回は実施日の予告をしない訓練）、それで十分か。寄宿舎においても、隣の盲学校と合同で火災発生による避難訓練を年に1回、地震発生による避難訓練を年に1回、また、実施日の予告はしない地震発生による避難訓練を年に1回実施しているが、それで十分か。検討が必要である。
- ②災害時を想定した現実度の高い避難訓練が行われているか。
- ③東海地震注意情報に基づき、児童生徒を保護者に引き渡すことを計画しているが、引き渡しまでの間、必要な食料や飲料水を確保する必要がある、現時点で児童生徒一人当たり6食分を備蓄しているが、これで本当に十分だろうか。検討が必要である。
- ④防災頭巾は、災害時に効力を発するか。
- ⑤災害が実際に発生したときの連絡体制が正確に機能するかの確かめが必要である。
- ⑥災害が実際に起こった際に、本校は地域の避難所として甲府市から指定されていないが、近隣の住民の人々が避難してくるということが十分に想定される。その際、どれだけの対応が必要となるのか、市町村の関係者や地域の方々との十分な話し合いの下、備えをしていく必要はないだろうか。

### (2) 平成45年度のあるべき姿

地震発生や火災発生による避難訓練が、隔月で実施され、児童生徒、教職員の防災に対する意識が向上し、緊急時にまず何をすべきかについて、理解が進み、適切な対応が取れる準備状態が整ってきている。避難訓練を実施する際には、できうる限り、現実度の高い環境設定をしている。例えば普段使用しているスロープが使用できない、エレベーターが使用できない、落下物があったり、ガラスの破片がたくさん散らばっていたりする廊下を通らなければならないなどの状態を作りながら、とっさの判断や対応に基づき安全・安心な避難訓練が実施できるように配慮している。また児童生徒を保護者に引き渡す訓練も、年に3回行われ、訓練を積み重ねることにより、スムーズな連絡体制・連携体制が確立し、引き渡し訓練が児童生徒の安全・安心を第一優先として実施されている。その中で、保護者の防災意識が非常に高まりを見せているのも特筆すべきことである。寄宿舎においても、盲学校との合同避難訓練が隔月で実施されている。

食料や飲料水については、児童生徒を保護者に引き渡しまでの間、必要な分を確保する必要がある、常時9食分の食料と飲料水、つまり72時間は学校で待機することができるだけの分を確保できることが可能となっている。それでも不足する場合には、近隣のスーパーなどとの提携により、必要物品が提供される仕組みが整っている。医薬品についても、必

要な物品について日ごろからチェックする中で用意万端整っている。また、毛布や携帯用ラジオ、トランシーバー、ロープ、発電機、携帯用拡声器、担架等震災に備えての備品類について、定期的な点検を実施する中で、いつでも使用できる状態になっている。

防災頭巾の有効性については、ある研修会で疑問が呈されたため、より有効なヘルメット型の頭巾を児童生徒がかぶることができるようになっている。これは、保護者のご理解とご協力の賜物である。

災害が実際に発生したときの連絡については、携帯電話、HPなどの充実やウェブ171の伝言登録を活用すること等により、最新の情報伝達ができるような体制ができています。

地域の人々、特にお年寄りや身体の不自由な方々の避難場所として、本校が甲府市から指定を受け、必要な食料や飲料水が、確保できている。

#### IV. おわりに

平成45年度の本校のあるべき姿について、大胆に予想する中で、提示した。夢物語のようなことばかりを語っても意味がないとの指摘・ご批判もあろうことは十分に承知しているつもりである。しかし、夢や理想を語らないで、特別支援教育が充実・発展するとは到底考えられない。誰かが、これからのビジョンをもって一步一步着実に進むとともに、ある時は大胆な発想でこの教育に取り組んでいくことが、障害のある児童生徒の明るい未来を描くことにつながると信じている。平成45年度の姿を語ることは、一人一人の児童生徒への合理的配慮を実現することに他ならないと痛感しているところである。

蛇足ながら、平成25年度現在も実施されていない教育課程や制度等で今後必要とされるものについても、提案したいという希望はあるのだが、紙数が尽きたところなので、またの機会に譲ることとしたい。

#### 参考文献

- 1) 山梨県教育委員会（2013）平成25年度山梨県学校教育指導重点ダイジェスト版。
- 2) 分藤賢之（2013）特別支援教育の動向と肢体不自由教育の課題。第56回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会およびPTA・校長会合同研究大会（和歌山大会）レジュメ。